

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、「子育て世帯への臨時特別給付金」を支給します。

この給付金を受け取るには、令和2年3月31日（令和2年3月分の児童手当の支給要件児童については令和2年2月29日。）時点で住民票のある市区町村への申請が必要になります。

対象となる方は、申請期間内に申請するようにしてください。

※申請書の「住所（令和2年3月31日（又は同年2月29日）時点の住民票所在地）」の欄に記載した市区町村（現住所と同じ場合は、現在お住まいの市区町村）に申請してください。

申請をするためには、申請書の「公務員児童手当受給状況証明欄」に所属庁の証明が必要ですので、申請書に必要事項を記載し、児童手当の現況届と併せて所属庁に提出して所属庁の証明を受けた上で申請してください。

支給要件

■支給対象者

令和2年4月分の児童手当の受給者

※令和2年4月分の特例給付の受給者は支給対象者になりません。

※特例給付の受給者とは、平成30年の所得が児童手当の所得制限限度額以上である方（児童1人当たり月額一律5,000円が支給される方）をいいます。

[児童手当 所得制限限度額]

扶養親族等の数	所得制限限度額	(収入額の目安)
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1002.1万円
5人	812万円	1042.1万円

(注)

- 所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族がある者についての限度額（所得額ベース）は上記の額に当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
- 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

※入院等やむを得ない事由により児童手当の認定請求をせず、令和2年4月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得るので、児童手当担当までご相談ください。

※監護する児童が4月から新高校1年生となっている場合等で、令和2年4月分の児童手当の支給を受けない方でも、令和2年3月分の児童手当の支給を受けることをもって、支給対象者とします。

※令和2年4月分（又は3月分）の児童手当の支給を受ける方が子育て世帯への臨時特別給付金の支給が決定されるまでの間に亡くなられた場合は、その方に代わって翌月分から児童手当の支給を受けることになった方等に対して支給します。

※令和2年4月分の児童手当の支給を受けていない方でも、DV被害によりお子さんとともに避難されている方については、子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができる場合があります。詳細は、現在お住いの市町村にお問い合わせください。

■対象児童

支給対象者の令和2年4月分の児童手当の対象となる児童

※上記のほか、同年3月分の児童手当の対象となっている児童であれば、4月から新高校1年生となっている場合等も対象となります。

支給要件

■支給額

対象児童 1 人につき**10,000円**

申請方法

申請受付窓口や申請方法は、各市区町村により異なりますが、本別町の受付期間は6月1日（月）から9月30日（水）までです。

所属庁から児童手当の受給証明を受けた後、速やかに申請してください。

■申請先 : 令和2年3月31日時点で住民票のある市区町村

※令和2年4月1日以降に転入された方は、同年3月31日時点で住民票のあった市
が申請先になりますのでご注意ください。

※令和2年3月分の児童手当の対象となっているお子さんのみを監護している場合
は、令和2年2月29日時点で住民票のある市区町村に対して申請してください。

※申請書の「住所（令和2年3月31日（又は同年2月29日）時点の住民票所在）」
の欄に記載した市区町村（現住所と同じ場合は、現在お住まいの市区町村）に申
請してください。

■申請期間 : 申請先の市区町村に問い合わせてください。

■提出書類 : ①申請書

所属庁から配布します。

必要事項を記入の上、一度所属庁にご提出ください。

所属庁で児童手当の受給証明をしてお返ししますので、その後
市区町村に提出していただくこととなります。

②振込口座が確認できる書類

金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる通帳や
キャッシュカードの写し

給付金の受取方法

申請書に記載された指定口座に入金されます。

注意事項

- 原則として、申請期間外の申請や、申請先市区町村と異なる市区町村への申請は、受け付けられませんのでご注意ください。
- 「申請書」は申請時まで大切に保管してください。
- 「申請書」の記載事項について疑義があった場合は、所属庁に紹介し、申請書の記載事項の範囲内で回答を依頼いたしますのでご了承ください。

<問い合わせ先>

○申請書について

本別町役場子ども未来課 電話：0156-22-8130

○子育て世帯への臨時特別給付金の概要について

内閣府 子育て世帯への臨時特別給付金コールセンター

電話：0120-271-381 受付時間：9：00～18：30（土、日、祝日を除く）